



# ANNUAL REPORT

2023 | 年次報告書

令和5年度

「『ともに生きる豊かな地域社会』の実現」をめざして

ふれあいネットワーク

 全国社会福祉協議会

### 3 Top message

4 渋沢栄一の DNA を受け継ぐ全社協  
社会福祉の先駆者 初代会長 渋沢栄一  
渋沢栄一と社会福祉のあゆみ

8 特集Ⅰ 災害福祉支援  
命と生活を守り抜く災害福祉支援  
特集Ⅱ 孤独・孤立対策  
地域生活課題に先駆的に取り組む  
特集Ⅲ 人材確保対策  
ちいきの担い手、ふくしの担い手を広げ、支えるために

16 2023(令和5)年度 活動ハイライト  
・ 数字で見る全社協  
・ この1年間の取り組みから  
・ Hotな動向!

20 全社協の組織概要

22 社協活動等データ集  
・ 社会福祉協議会  
・ 民生委員・児童委員  
・ 社会福祉法人・福祉施設

**編集方針**  
全社協の事業や活動、実績、組織概要等を紹介し、社会福祉関係者・関係団体、他分野の団体、マスコミ、さらには一般の皆さまへの広報活動や理解促進に役立てていただくことを目的に刊行しています。

**報告範囲**  
全国社会福祉協議会および種別協議会・団体連絡協議会の活動

**対象期間**  
令和5年度(令和5(2023)年4月1日～令和6(2024)年3月31日)の取り組み実績をもとに作成しています。ただし、必要に応じて令和6年4月以後の情報も掲載。

**写真掲載**  
事前に承諾を得ています。

### Top message

## 先達のDNAを受け継ぎ、次代につないでいくために

全国社会福祉協議会  
会長 村木 厚子



本年1月に発生しました令和6年能登半島地震では、災害関連死を含め341名もの尊い命が犠牲となり、住宅被害が12万戸を超えるという甚大な被害が生じました<sup>\*</sup>。お亡くなりになられた方がたに謹んで哀悼の誠を捧げるとともに、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

昨年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類へと移行し、社会は日常を取り戻しつつある一方、コロナ禍で顕在化した孤独・孤立、貧困、虐待などの諸課題は今なお色濃く影を落としており、また、このような大きな自然災害によってもたらされるさまざまな困難に直面するなかで、私たち福祉関係者が果たすべき役割は極めて重要であると実感しています。私たち福祉関係者は、いつの時代にあっても、時代の変化に立ち向かい、一つひとつの課題に真摯に向き合い、乗り越えてきました。

本年7月の紙幣刷新により新一万円札の“顔”となった渋沢栄一翁は、「近代日本経済の父」と呼ばれる実業家ですが、同時に本会の前身である「中央慈善協会」の初代会長として、多くの困難を乗り越え、今日の社会福祉の礎を築いた人でもありました。

令和5年度版の本会年次報告書(アニュアルレポート)を発行するにあたり、あらためて渋沢栄一翁の社会福祉の発展に遺した足跡と、今日の社会福祉とのつながりを辿ってみました。

その足跡からは、どのような厳しい社会環境にあっても、常に困難に直面する人びとの視点に立ち、志を同じくする者が団結し、将来を見据え、実践と仕組みを発展させていくという、いまを生きる私たち福祉関係者のなかに息づく遺伝子ともいべきものが見えてくるように感じます。

また、特集では、「災害福祉支援」、「孤独・孤立対策」、「人材確保対策」の3つのテーマを取り上げ、渋沢栄一翁の事績を交えながら、令和5年度の取り組みを中心に紹介しています。

「全社協 福祉ビジョン2020」に掲げる「『ともに生きる豊かな地域社会』の実現」に向けて、全国の社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設をはじめ、幅広い関係者によるネットワークをより一層強固なものとし、今を生きる私たち福祉関係者が、次代を担う方がたとともに、明日の社会福祉を築いてまいりたいと考えております。

どうぞ変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

※令和6年8月時点・消防庁発表

# 社会福祉の先駆者 初代会長 渋沢栄一



## 中央慈善協会の創設

明治維新からおよそ四半世紀が経過した1890年代、救貧・防貧、感化事業<sup>(注)</sup>等の慈善事業が盛んになり、全国でおよそ100の慈善事業団体が誕生していました。慈善事業に関する調査研究や機関誌刊行等を通じて事業の一層の発展をめざす全国的な連絡組織設立の必要性が指摘されるようになり、1908(明治41)年に、全社協の前身「中央慈善協会」が創設されました。

(注) 非行や犯罪行為を犯した、またはその恐れがある少年の保護、教育を行う、児童保護事業の一つ。1900年に「感化法」制定。

## 初代会長 渋沢栄一

中央慈善協会の初代会長には渋沢栄一が就任しました。渋沢栄一は大実業家であった一方、会長就任の時点で34年にわたる東京養育院の運営をはじめ、さまざまな慈善事業、社会事業に関わっていました。とくに養育院運営においては多様な事業を展開するにあたり、さまざまな人材を採用・輩出し、なかには中央慈善協会の創設に直接あつた人もいました。

## 社会福祉における思想

渋沢栄一は、それぞれの慈善事業が一時の施与にとどまらず、真の救済、すなわち自立を支える活動となるためには、慈善団体・慈善事業家相互の連携を図るべきと、ネットワークの重要性を説きました。その精神は中央慈善協会の設立趣意書に明記され、現在の全社協、なかでも社協組織等の全国的なネットワークとして引き継がれています。



全国社会福祉協議会ホームページ  
「渋沢栄一と社会福祉」

渋沢栄一は、社会福祉の広範な分野、事業経営やネットワーク整備をはじめ、災害時支援、寄付文化の振興などにまであまねく関与し、現代に続く社会福祉の基本的な仕組みづくりに尽力しました。



## 福祉施設・ 社会福祉事業

- 渋沢が30代の頃より、社会福祉事業の先駆とされる東京養育院の運営に関与し、終身にわたり院長を務め、多様な事業を展開した。
  - 多様な福祉施設・団体を設立・運営、また事業存続に寄与した。
  - 日本最初の社会福祉事業関係の講習会で講義を行った。
- ▶▶ 中央慈善協会では、社会事業のネットワーク形成や調査研究、制度化を重視し、実業界から引退する前の多忙な身にあっても、各種全国大会や諸会議等に可能な限り参加したとされる。



## 災害支援活動

- 1872(明治5)年の大火(東京)をはじめ、多くの火災、水害、凶作等の被害に際して多額の寄付を行ったほか、1910、1920年代には支援団体運営を通じ、寄付を募る体制を築いた。米価高騰で生活に窮した者への支援も行った。
  - 関東大震災(1923年)では被災地慰問、民間による救援活動、国内外からの資金調達、政府による復興計画への参画等に取り組んだ。
- ▶▶ 当時の社会事業協会(中央慈善協会から改称)は臨時救護部を置き、社会事業団体の被害調査実施、日米の赤十字等からの救援物資の分配等に取り組んだほか、救護のための施設の資金・材料や社会事業復興資金を当局に要請。また、当局による震災救護打合せに関して種々の斡旋を行い、さらに社会事業関係の団体・個人への相談にも応じた。



## 寄付文化、 企業の社会的役割の 牽引

- 経済分野では、私益と公益の両立を図る合本主義を志向。銀行や株式会社では、大勢の力(お金)を合わせて社会的価値の最大化を図った。
- さまざまな社会事業施設(福祉施設)や災害・戦災被災者支援等の公益的な取り組みに際し、自らが先頭に立ち、ネットワークを駆使して財界・政界から資金を集めた。一方で、国民的な寄付運動も重視し、自らがラジオで広く訴えることもあった。
- 実業界から引退した1916(大正5)年に刊行した『論語と算盤』では、道徳と経済活動はともにあらねばならないとし、富豪は社会のおかげで利益を受けているのだから社会のために尽くすべきと説いた。



## 国際親善・協力

- 海外の被災者や戦災者等にも思い寄せ、中国や欧米の諸災害に対し、支援団体を設立する等して主に義援金募集活動を行った。
  - 欧米等を訪問し、民間経済外交、ネットワーク構築等の国際親善に努めた。
- ▶▶ 中央慈善協会発足直後、欧米の各種施設視察に評議員を2年派遣し、その報告を踏まえ、社会事業の優先実施順位を定めるための調査研究を行わせた。



# 伊沢栄一と 社会福祉のあゆみ

1840(天保11)年

## 幼少期の環境

現在の埼玉県深谷市にて養蚕、藍玉の製造販売等を営む富農に誕生。7歳から、論語等の漢籍を学ぶ。



1867(慶応3)年  
27歳

## ヨーロッパ歴訪と学び

パリ万博の使節団に参加。ヨーロッパ各国を歴訪し、経済・社会の仕組みについて見聞を広める。

## 社会福祉法制の基盤

救護法は、戦後の生活保護法をはじめ、今日の社会福祉法制の基盤となる。また、実施促進運動は、全社協の初期の制度・政策提言活動の一つ。

1931(昭和6)年  
91歳

## 全日本方面委員連盟の創立

救護法実施促進運動の高まりのなかで全日本方面委員連盟が創立され、初代会長に就任。

救護法実施2か月前の1931年11月に逝去。

## 社協組織の基本体系の形成

全日本方面委員連盟は、現在の全国民生委員児童委員連合会の前身。社協、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設といった今日の社協組織の基本体系を形づくった。

1874(明治7)年  
34歳

## 東京養育院の運営

「東京会議所」運営への関与に伴い、東京養育院の運営に関わりはじめる。1890～1931年は院長。

## 社会福祉との関わり の始まり

その後、多様な福祉施設・団体を設立・運営、また事業存続に寄与するようになった。

1923(大正12)年  
83歳

## 関東大震災からの 救援・復興支援

被災地慰問、民間による救援活動、国内外からの資金調達、政府の帝都復興審議会への参画等に取り組む。

## 多様な災害福祉支援

現在の災害ボランティアや災害派遣福祉チーム(DWAT)等の災害福祉支援活動につながる。

1985(明治18)年  
45歳

## 養育院の事業継続

東京府が養育院の廃止を決定したため、民間資金での運営継続に奔走した。

## 社会福祉の自立経営

現在の民間社会福祉施設、社会福祉法人の自立経営に受け継がれる。

1919(大正8)年  
79歳

## 埼玉県 民生委員制度創設

岡山県の済世顧問制度(1917年)をはじめ、現在の民生委員・児童委員制度の前身である制度が各地で相次いで創設。伊沢栄一は埼玉県での制度創設に寄与。

## 100年続く、 地域に根ざした制度

地域に根付く民生委員・児童委員制度へと発展し、受け継がれる。

1916(大正5)年  
76歳

## 道徳と経済の両立

実業界から引退。『論語と算盤』を刊行し、道徳と経済の調和を説いた。中央慈善協会の取り組みにも言及。

1903(明治36)年  
63歳

## 全国慈善大会の初開催

大阪で全国慈善大会開催。全国的な連絡組織「日本慈善同盟会」(後に「中央慈善協会」に改称)設立が決定される。

## 社会福祉ネットワークの礎

社会福祉関係者同士をつなぐ全国ネットワークの先駆け。

1908(明治41)年  
68歳

## 全社協の誕生

中央慈善協会(現：全社協)が発足、初代会長に就任。  
●雑誌『慈善』創刊  
●全国的な調査研究の実施  
●全国規模の大会の開催

## 事業の発展と継承

中央慈善協会は変遷を重ねて全社協となり、現在の『月刊福祉』や全国社会福祉大会、調査研究・政策提言活動に続く。

# 命と生活を守り抜く災害福祉支援

～令和6年能登半島地震 被災地を支える支援ネットワーク～

“過去に例を見ない”と表現されるような大規模災害が毎年のように発生しています。高齢者や障害者等の災害時要配慮者をはじめ、経済的にも精神的にも厳しい状況に置かれる被災者に寄り添い、命と生活を守り、生活再建やコミュニティ再生を図るためには、被災地における福祉関係者による支援活動はなくてはならないものです。

2024(令和6)年1月に発災した能登半島地震では、広域にわたる甚大な被害が発生しました。幹線道路や上下水道等の生活インフラの復旧に時間を要するなか、人びとの暮らしを取り戻し、コミュニティを再構築していくためには、息の長い支援が必要になっています。

## 渋沢栄一と関東大震災(1923年)



関東大震災を経験した渋沢栄一は、当時83歳でしたが、周囲から生家の埼玉へ戻るように勧められるも、東京にとどまり、被災者の救済とともに、“民”の力を結集して震災復興に向けてリーダーシップを発揮しました。渋沢は、発災直後から私邸を食糧配給本部とし、自ら食糧確保のために奔走しますが、その時すでに、首都東京の経済的な復興だけでなく、被災者の精神的な復興を重視した10年先の復興計画を視野に入れていました。

## 全国の福祉関係者が石川に結集

～発災から6月末までに延べ1.3万人が現地入り～

全社協では発災直後から、とくに被害が甚大であった石川県能登地方を中心に、下表の通り被災者の避難生活を支える災害派遣福祉チーム(DWAT)派遣および被災地の福祉施設や災害ボランティアセンターなどへの応援職員の派遣の調整を行ってきました。各種派遣

には、全国の社会福祉関係者から多大な協力を得て展開しています。

またそれ以外にも、被災施設のための義援金募集、各種支援活動に必要な予算確保や制度面の対応に係る国への要望活動などを展開しています。

避難所へのDWAT派遣	被災福祉施設等への介護等職員の派遣	災害ボランティアセンターの運営支援	生活福祉資金の特例貸付
全都道府県のDWATが石川県内の避難所での要支援者の相談支援等を実施	福祉施設や1.5次避難所に介護等応援職員を派遣 ※3月以後は、各地の経営協から1.5次避難所に派遣	8月末までに13.1万人超のボランティアが活動 ※県外からのボランティアは、原則、県が受付対応	緊急小口資金(7月12日までの実績：1,648件・2.23億円)や災害援護資金、住宅補修費の貸付
6月末(活動終了)までに6,097人日(総人数1,573人)	7月末までに、63施設に1,446人のマッチング	8月末までに延べ11,791人の応援職員	3月1日(派遣終了)までに延べ364人の応援職員
全社協受託「災害福祉支援ネットワーク中央センター」が派遣、および現地での活動に係る調整・支援等を実施			
社協の地域ブロックごとに支援先・時期を分担し、応援職員を派遣			

## すべての人びとの命と生活を守り抜くために

～災害法制における福祉支援の明文化を求める～

自然災害が頻発化・大規模化するなか、発災直後から被災者に寄り添った支援を展開することができるよう、今回の経験も踏まえ、平時からその体制を整えておくことが一層重要になっています。

官民協働、保健・医療・福祉の連携を一層促進し、すべての人の命と生活を守り抜くためには、応急対応期の人命救助と保護が中心となっている現行の災害法

制に「福祉」を明確に位置づけることが必要です。

全社協では、平時からの体制整備の仕組みを提唱するとともに、災害法制に「福祉」を明文化する法改正を実現すべく、関係団体と共同し提言・要望活動を展開しています。



## 被災者の生活を支えるために、被災地の社協を支える

～災害VC運営支援、生活福祉資金特例貸付実施等に向けて全国の社協職員が応援に～

能登半島地震では、住民の支援ニーズを聞き取り、ボランティアにつなぐ役割を担う災害ボランティアセンター(以下、災害VC)が石川県、富山県、新潟県の17市区町に設置され、これまでに約13万1千人のボランティアが活動(8月末日現在)しました。

発災当初、被害が甚大な石川県、とくに能登地域の市町では、ボランティアの受け入れ環境が整えられず、県による来県自粛の要請が続いていました。その後、一部市町で地域住民に限定したり、県によるボランティアバスの運行等の方法により徐々に活動が開始されましたが、奥能登地域においては、道路状況や、断水等に伴う衛生環境面の課題などから、ボランティア数を制限せざるを得ない状況が続き、災害ボランティアによる被災家屋の整理・瓦礫撤去等に時間を要しています。

一方、被災地では社協職員の多くが自らも被災者であり、通常の事業の継続に加え、被災者支援にあたるには厳しい状況になりました。そのため、全国から延べ



ボランティア活動の様子(能登町)

1万1千人超の社協職員(8月末日現在)が現地に赴き、災害VCの運営、相談支援活動にあたりました。

また、被災地においては、当座の生活費に困る世帯もあることから、これまでの大規模災害時と同様、都道府県社協を実施主体とする生活福祉資金の一部である緊急小口資金の特例貸付が実施されました。各市町の社協が担うこととされているその窓口業務についても、全国から駆け付けた社協職員が応援を行いました。

## 被災地を支える福祉関係者等のネットワーク

奥能登の入口にあたる穴水町は人口7,002人の町で、町社協の常勤職員は6名です。同社協の入る建物は避難所となり、最大300名を超える人びとが避難生活を送りました。在宅や車中で避難生活を送る人も多く、穴水町社協の職員だけでは対応できない状況でした。

そこで、全国の社協からの応援派遣、NPOや過去の災害時に応援を受けた福祉関係者等が支援にあたりました。社協の応援職員が中心となって災害VCの運営を担い、避難所支援、炊き出し、家屋保全などの活動はNPO等の応援者が担うことで、多様な支援を展開し

## 穴水町社会福祉協議会

## REPORT

ました。

穴水町社協の職員は、さまざまな関係団体・者からの支援を得ることで、地域の被災者を訪問し、生活上の困りごとの相談と支援活動の充実を図るとい、地元の社協職員だからこそ可能な支援活動に取り組むことができました。

6月からは、被災者の見守り活動とコミュニティづくりを進める地域支え合いセンター事業を開始しました。その活動も民生委員やボランティア、町内会等、地域住民の協力を得ながら、地域づくりの視点で進めています。

## 「福祉」が災害法制上に位置づけられたら

- 発災直後から災害支援に関わるすべての者が、福祉支援や地域でのつながりの再構築、コミュニティの再生の重要性を共有できるようになります。  
⇒被災者の避難生活や、仮設住宅や新たな住まいへの移行等を視野に入れた取り組みが進む  
⇒災害関連死を防止、自立・生活再建を支えることができる

- 公的な福祉支援の再編成と拡充が図られます。  
⇒左記のような災害福祉支援活動を支えるための、社協における平時からの災害支援体制の強化が図られる  
⇒公費支給の範囲が限定されている災害VCやDWAT等が、保健、医療関係者とともに、より被災者のニーズに基づいた活動を展開することが可能になる

## 全社協「災害福祉支援ネットワーク中央センター」(中央センター)の取り組み

全社協は2022(令和4)年より、各都道府県に設置されている「災害福祉支援ネットワーク」の中央センター機能を担っています。

能登半島地震では、石川県、厚生労働省と連携・協力し、全国からの応援職員派遣に係るマッチング業務、およびDWATの被災地への派遣や現地での活動に係る調整・支援業務等に取り組んでいます。

### 災害福祉支援ネットワーク

行政や福祉関係、防災関係者等で構成される官民協働のネットワーク。災害時活動に関する調整・協議やDWAT派遣等を行う。

### 災害派遣福祉チーム(DWAT)による避難所での活動

能登半島地震では、すべての都道府県からDWATが出動し、1月8日から6月末までのおよそ半年間、金沢市内の1.5次避難所を含む7市町において活動を展開しました。

全社協の中央センターは、現地本部を設置し、石川県や各市町と連携して各避難所の支援ニーズを把握、各都道府県からの派遣調整等を行いました。

DWATはこれまで、熊本地震(2016年)、平成30年西日本豪雨(2018年)等の大規模災害時において活動してきましたが、今回の震災はDWATの全国的な派遣・展開の初めてのケースとなりました。6月末に活動終了した後は、段階的に総括を行い、今後の災害時支援活動に向けた組織づくり等に活かすこととしています。

DWATの具体的な活動内容は多岐にわたりますが、いずれも市町行政、避難所運営責任者や他の支援チームと連携し、地元の要請や避難者の想いに寄り添って展開してきました。

活動終了時には、活動を通じて得られた避難者の情報が、避難所閉鎖後の自立・生活再建に向けた支援等に活用されるよう、地元の行政や関係機関等に引き継ぎました。

### 災害派遣福祉チーム(DWAT)

都道府県単位で組成される高齢・障害・児童など各福祉分野の専門職によるチームで、主に一般避難所での活動を展開。避難所の環境等による災害関連死リスクの上昇を防止し、避難者の安定的な日常生活への移行を目的とする。

約半年にわたり、すべての都道府県から6,097人(総人数1,573人)のチーム員が避難所を支え続けた



## 主な活動



1.5次避難所「なんでも相談」

### ●避難者の生活ニーズ把握、相談支援

例：「なんでも相談コーナー」設置、聞き取り調査実施  
▶認知症高齢者がいる家族の避難所での孤立を把握。地域包括支援センターに連絡し、介護サービス提供に繋がった。

### ●避難所の環境整備、日常生活支援

▶障害児が避難所内でパニックを起こし母子が孤立するなか、避難所内に落ち着けるスペースの確保を図った。  
▶DWATブースで塗り絵等の遊具を用意し、話をしながら子どものストレス緩和を図った。

### ●避難所退所支援

例：福祉施設等への移送支援、罹災証明などの手続き支援  
▶避難所内での住民同士のつながり構築のために仲立ちし、居所移転作業を住民が協働し支えあうようにした。

## 七尾市の避難所でのDWAT活動

富山県DWAT 野村 幸伸氏

## REPORT

富山県DWATは、活動を開始した1月12日の初動期から、避難所が集約・閉鎖に向かう3月16日までの2か月間にわたり、一貫して七尾市での活動を展開してきました。

約200名の避難者を受け入れている小学校で活動を開始した当初は、どこに、どのようなニーズをもった人がいるのか、避難者数を特定することもできず、段ボールベッドの数も不十分な状況でした。そのため、初日は避難所内のマップづくりや環境整備、避難者のニーズの聞き取りなどを行いました。避難者からは「大丈夫、何ともないよ」という反応が多かったのですが、その裏には「自分よりも大変な人がいる」、「黙っていれば迷惑をかけずにすむ」という思いがあると感じられ、感情を表出できるよう、孤独を感じさせないように、関係づくりからスタートしました。

そのような関係づくりから得られたニーズ、情報を他の支援者と共有することで、フェーズが変化するなかでも、適切な支援につなげていくことが可能になりました。

DWATは、避難者一人ひとりに向き合いながら、行政や保健・医療関係者、災害支援に関わる団体等、さまざまな団体や人を「つなぎ」、さらに「紡ぐ」役割を担う「潤滑油」になれると感じた活動でした。



他の支援チームと避難所の課題を検討する富山県DWAT

### 被災施設等への介護職員等の応援派遣

奥能登地方の市町では、ライフラインの寸断、家屋の倒壊により、住民の多くが避難生活を余儀なくされました。多くの福祉施設等も甚大な被害を受け、職員も被災するなかで、事業の継続が困難な状況が続きました。

こうした状況にあっても、利用者とともに地域住民のために福祉避難所としての役割も果たしながら事業を継続している福祉施設・事業所を支えるために、中央センターでは、全国の社会福祉法人・福祉施設から応募のあった介護職員等の応援派遣を調整する役割を担

いました。1月から7月までの間、63施設に対して1,446人の介護職員等の派遣を調整し、8月現在も継続しています。

また、主に要配慮者を中心に受け入れている1.5次避難所(金沢市)では、被災地外等の2次避難先に移行できず、長期滞在となる要介護高齢者等が増えてきたことから、中央センターによる調整と併行して、厚生労働省や、全国社会福祉法人経営者協議会(以下、全国経営協)をはじめとする各福祉団体等の協力のもと、1.5次避難所に介護職員等の応援派遣が行われています。

### 社会福祉法人・福祉施設等の事業継続・事業再開を支えるために

被災地では、建物・設備の損壊とともに、職員も出勤できなくなることから、事業を休止せざるを得なかった福祉施設等もありました。事業の再開には、建設業者による復旧工事、職員の避難先からの帰還、さらには利用者の帰還が必要になります。しかしながら、いずれも見通しが立たず、また、資金面の不安から事業再開が困難になっている福祉施設・事業所も少なくありません。

そのため、全社協や全国経営協ではそれぞれ、石川県社協・石川県経営協をはじめ石川県内の福祉関係団体と連携し、能登地域の施設・事業所を訪問し、個別支援のニーズ把握を行いました。このうち制度面や予算面の課題については、政府の検討会議等に出席、発言するとともに、国や県に要望活動を行っています。

被災地において福祉機能が再開しなければ、地域住民の生活を支えることはできず、広域避難した住民が故郷に帰還することもできないため、引き続き、社会福祉法人・福祉施設等の事業再開を支援する必要があります。



被災した特養ホーム(輪島市)施設長と事業再開に向けた課題等について意見交換を行う全社協 村木厚子会長(右奥、2024年6月)

# 地域生活課題に先駆的に取り組む

本年4月に「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。社会福祉組織・関係者は、「孤独・孤立」を地域にある多様な生活課題の背景として認識し、これまで、さまざまな制度も活用しながら、地元の強みを活かした独自の取り組みを展開し、地域の人びととともに向き合ってきました。

新たなニーズにアンテナを張り、地域生活課題に柔軟に対応する実践は、渋沢栄一の先駆性に通じるものです。



## 渋沢栄一の先駆性

渋沢栄一は、ネットワークを重視し、ニーズを把握すると、これまでになかったものでも直ちに取り組みました。その例は、自らが院長を務めた東京養育院における多様な事業展開、さまざまな慈善団体の立ち上げ等、枚挙にいとまがありません。

## 「地域×人×活動」をつなぐ拠点 RiBIBON 大東市社協(大阪府)

大東市社協では、新たなネットワークづくりをめざして、2023年度から空き家をリノベーションした拠点「RiBIBON」(リボン)を立ち上げました。

### RiBIBONの主な機能

- ①教室 ②情報発信・収集 ③フードバンク・リサイクル ④拠点

### これまでの地域とのつながりと課題

大東市社協(以下、市社協)では、以前から福祉委員や民生委員・児童委員を中心に小地域ネットワークを構築しており、地域で福祉活動に取り組む住民とのつながりは深いものがありました。一方、市社協に関わる人びとの固定化が課題となっていました。また、市の総合福祉センター利用者には高齢者が多く、同センター内にある社協に相談しに来やすい一方、子ども・若者や子育て世帯、障害者等、センター利用の機会がない人びとにとっては、気軽に立ち寄りやすいものではありませんでした。

### 新たなつながりをめざす

こうした課題から、幅広い住民をつなぐ新たなネットワークづくりに向けて、誰もが気軽に立ち寄れる拠点を新たにつくることとしました。新たな拠点には、市社協周辺の木造集合住宅の空き室を活用することにしました。当初は、騒音や治安に対する懸念がありましたが、大家と市社協職員が近隣住民に丁寧に説明したことにより反対の声はあがりませんでした。

### 準備期間を通じたつながり創出

リノベーションのデザインは、社協のボランティア担当者が以前に関わりがあった環境デザイン専門の大学教授に依頼し、研究室の学生が考案することになりました。リノベーション実施にあたりDIYボランティアを募集したところ、20代から60代の22名の応募がありました。ほとんどの応募者がこの募集で社協を初めて知ったと言います。自分のやりたいことが他の人のためになることの喜びの声も聞かれました。ウッドデッキやフェンスの製作など日々の作業の様子は周辺住民にも見える形で進められ、前向きな反応が得られました。

### RiBIBON スタート

拠点づくりに着手してから1年後の2023年4月、RiBIBONがオープンしました。多様な人びとの協力を得ながら、さまざまな活動を展開しています。

- 活動例**
- IT相談(週2回) 過去に開催したスマホ講習会をアレンジし、来訪するきっかけづくりに
  - フードバンク(月1回) 食品を渡す際に市社協職員が気になる住民を見つけるアウトリーチの場にも
  - イベント開催(隔月) お茶会による異文化交流、夏休みの宿題教室、収穫祭、手話教室、読み聞かせ会

## REPORT

### RiBIBON

「reborn」  
(生まれ変わり、再生、復活)  
「ribon」(「結ぶ」リボン)

### POINT

新たな「拠点」の対象層として、団体所属の有無、年齢、個人の特性を問わない、多様な人びとを想定しました。

### POINT

大家は、福祉委員を務める等、市社協への理解があり、協力を得られました。これまでの地域とのつながりが活きました。

### POINT

学生には、「地域共生社会」や社協、RiBIBONの目的について説明し、ビジョンを共有しました。

### POINT

準備段階で既に多様な人びとを巻き込み、周囲にも見える形で進めることで、社協や福祉への敷居を下げました。

## 孤独・孤立対策とは

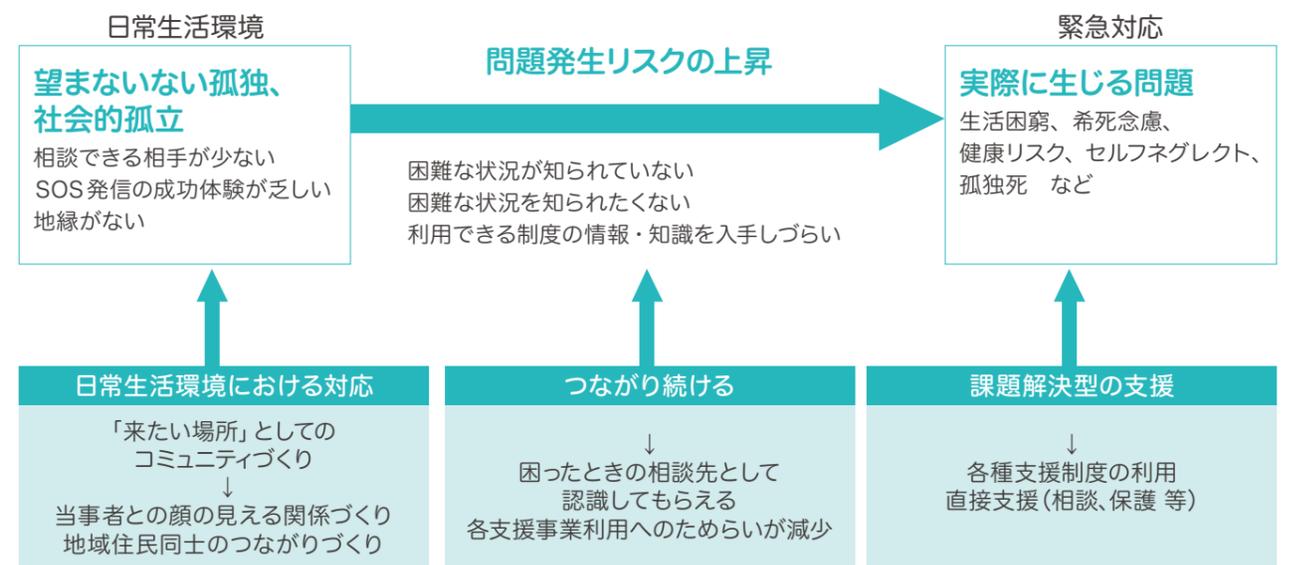
地域生活課題の背景の一つとなる「孤独・孤立」状態は、人生のあらゆる段階において誰にでも生じるものです。それだけに孤独・孤立に至っても支援を求める声をあげやすい社会にしていける必要があります。そうした社会に向けて取り組むべきことの一つに「関係性の貧困」の解消があり、つながりの創出が重要となります。

左の事例は、地域とのつながりを長年積み上げてきたものの、これまでつながることができなかった人びとの関わりが難しいとの課題認識から、より多くの地域住民と向き合うために始まりました。そして、現在、地域のつながりづくりを手伝うボランティアを随時募集し

ています。ボランティアには、退職やひきこもりによりつながりが少なくなった人びとも参加しています。

本事例のみならず、全国の各社協や社会福祉法人等では、「孤独・孤立対策」に向けたさまざまな取り組みを進めています。孤独・孤立対策において重要なことは、当事者や家族等の目線に立って、個々のニーズに即した「きめ細かな支援」を、切れ目なく提供することにあります。また、日常生活環境におけるつながりづくりや信頼関係の構築が、予防や早期対応の観点からも重要であり、あわせて、「つながり続けること」と緊急時の「課題解決型の支援」との両立が求められます。

## 孤独・孤立問題と支援のイメージ(つながりづくりの例より)



## 社協に期待される機能・役割

孤独・孤立対策推進法の施行により、今後、各自治体において多様な取り組みが始まるなかで各地の社協が果たす役割は大きく、とくに地域のさまざまな福祉団体、NPO、住民自治組織、さらには企業等も含めたあらゆる分野の団体等をつなげ、その核となって取り組みを進めていくことが求められています。事例のような幅広い住民をつなぐ新たなネットワークづくりのほか、各地の相談窓口を活用した支援の充実や、「働きづらさを抱えた人」への就労体験の場の提供など、関係機関の連携強化や社会参加へのきっかけづくりなどの取り組みを進めています。

全社協では、地域生活課題に取り組む人材の養成を進めている他、内閣府が設置した「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」に幹事団体として参画、多様な支援組織間の連携のあり方検討や、孤独・孤立対策の普及に向けた企画に協力しています。また、「孤独・孤立対策強化月間」(5月)では、孤独・孤立対策への理解・意識や機運を社会全体で高めていくために、全国の社協や民生委員・児童委員、老人クラブ等における孤独・孤立対策の取り組みを広く社会に発信するなどの活動に取り組んでいます。

# ちいきの担い手、ふくしの担い手を広げ、支えるために

渋沢栄一のDNAを受け継ぎ、孤独・孤立対策、災害時の福祉支援など、私たち福祉関係者に寄せられる期待に応えていくためには、何よりその「担い手」を広げていくことがますます重要になります。

そのために全社協は、担い手に対する社会的認知を高め、関心を広げるための啓発活動とともに、その担い手が心おきなく活躍できるように、福祉従事者の処遇・賃金改善をはじめとする環境整備に取り組んでいます。



## 社会の太陽の光、社会の雨露の恩

例えばここに草木(福祉活動)を植える。この草木が自ら肥料(担い手の勤労)を吸収して繁茂するけれども、太陽とか雨露とかの助け(当事者や世間からの理解・共感)によってますます繁茂していくようなものである。(中央慈善協会発会式「開会の辞」より)

## ちいきの担い手

「個人の自発的な意志」から始まるボランティア活動には、決まったかたちはありませんが、地域社会をより良くしていくことに役立つとともに、活動する自分自身も豊かにしてくれる力をもっています。また、災害時には、被災者の生活再建に大きな役割を果たします。

たとえば民生委員は、大正の時代(当時は方面委員)

から、住民の良き相談相手として、地域を支えています。

孤独・孤立対策や災害支援活動など、制度の枠組みだけでは対応できない課題に対して、こうしたボランティアな担い手が、幅広い地域住民の参画促進、価値観の変化や多種多様な人びとや異分野との連携によるまちづくり等に大きな役割を果たしています。

## みなさんからの理解、共感が大きな力になる【民生委員・児童委員】

民生委員・児童委員は、地域住民の一員として、要支援者が生活していくうえでの課題に対応するために見守りや相談・支援を行い、社協や関係機関等と連携を図りながら、つなぎ役となって取り組んでいます。

民生委員・児童委員は3年ごとに改選されますが、近年は、必要数に対してなり手の確保が追い付いていない状況にあります<sup>(注)</sup>。

そのため、全国民生委員児童委員連合会では、各地の民生委員児童委員協議会と連携し、社会的認知を高め、関心を広げるための普及啓発活動を積極的に展開しています。

(注) 2022(令和4)年の改選時の定員は約24万人、委嘱数は22.5万人。



LINEスタンプになったポスターのキャラクター(2024年5月)



2023年5月の「活動強化週間」では全国の主要駅で動画広告を展開

## 担い手が心おきなく活動できるようにするために【ボランティア】

自発的な活動(主体性、自発性)として社会貢献や地域社会づくりに貢献(開拓性)するボランティア活動は、地域社会をより良くしていくことに役立つとともに、活動する自分自身も豊かにしてくれる力(互酬性)をもっています。すなわち、ボランティア活動は、さまざまな社会課題を学ぶなかで、その解決に向けて主体的に関わる活動であるといえます。

社協のボランティア・市民活動センター(以下、VC)では、そうした活動に誰もが参加できるように、あらゆる人たちの社会参加を応援する役割を担っています。

全社協は、「誰もがボランティア活動できる地域社会、すなわち誰も排除しない共生文化を創造すること」をVCの使命としており、社協VCがそれぞれの機能をより発揮できるようにするために、「市区町村社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター強化方策2023」を策定し、全国の社協に活用を呼びかけています。



## ふくしの担い手

社会福祉法人・福祉施設の源流は、その制度が整うよりもずっと前に、渋沢栄一や全国各地の篤志家たちが、生活困窮を極めた人びと等に対して保護・救済や自立支援等の事業を行ったことにあります。

現在もその志を受け継ぎ、地域福祉の担い手として、福祉サービス利用者のみならず、地域に暮らす人びとの「生きる」を支えるため、制度外であっても、地域ニーズに応える取り組みを創造、実践しており、とくに「社会福

## 本当はここがすごい、を伝えたい【福祉の魅力発信】

「ふくし」の仕事とは。人びとが、その尊厳と意思が尊重され、状況に応じて適切な支援を選択・利用できるようにすることです。人びとの生活課題は多様であり、かつ多様な場で生まれています。そのため、専門的な観点から、本人のニーズに合った取り組みを展開、その先には、地域共生社会の実現に向けた地域づくりが求められます。つまり、「挑戦」の連続です。

### イベント「社会福祉 HERO'S」(全国社会福祉法人経営者協議会)

現場でさまざまな挑戦を行っている若手職員によるスピーチコンテストを毎年開催しています。



社会福祉の仕事は、クリエイティブで面白い!

2023年度からは、高校や大学、専門学校の団体やサークル等の創意工夫あふれる学生の活動への表彰を始めました。



学生ヒーローズ誕生!

## 担い手を守らないと社会は成り立たない【調査研究、提言・要望活動】

これまで政府において累次の処遇改善施策が講じられてきましたが、2022年度の介護職員の平均賃金は月額29.3万円、全産業平均(月額36.1万円)との格差は6.8万円となっています。全産業において賃上げが進められているなか、格差がますます広がることが懸念されます。介護職員以外の障害福祉、児童福祉分野の従事者も同様の状況にあります。さらに賃金問題のみならず、人員配置基準が低く設定されていることも課題となっています。

社法人」自身がその役割を担う存在となっています。こうした社会福祉法人・福祉施設によるサービスの展開、新たな実践には、担い手の力が欠かせないことは言うまでもありません。

そこで、全社協や施設関係の種別協議会は、担い手の地位向上に向けて、「ふくし」の仕事の魅力発信や処遇・賃金改善等に取り組んでいます。

### 動画シリーズ「#すかんぼムービー」(全国保育士会)

園内活動や保護者支援等の実践を、保育者の専門的な観点から解説し、保育の仕事の魅力ややりがいを発信する動画を順次公開しています。



### SNS(Instagram)で発信(中央福祉人材センター)

各都道府県の福祉人材センターは、福祉の仕事を希望する人と事業所をつなぐ無料職業紹介、就職した人の定着促進のほか、幅広い世代に福祉の仕事について知ってもらうための「理解促進」に取り組んでいます。

全社協 中央福祉人材センターも2023年度からInstagramを始めました。これまでに、福祉の仕事や働き方の紹介のほか、さまざまな職種の仕事が語る仕事の魅力など多様なテーマを投稿しています。



そのため、現場の実情を各種実態調査によって見える化し、エビデンスをもって、全産業平均と遜色ない福祉従事者の処遇改善の実現等に向けた要望・提言活動を行っています。



全国各地の自治体や政府・国会議員等に対して提言・要望活動を展開(全国社会福祉法人経営者協議会)

本会では、「全社協 福祉ビジョン2020」に掲げる『『ともに生きる豊かな地域社会』の実現』に向けた取り組みを進めています。

以下、この1年間の本会事業の主な取り組みをご紹介します。

## 数字で見る全社協

### 政策提言、要望

85件



社会福祉をめぐる制度、予算等に関する提言や要望を政策委員会および各種別協議会から政府などへ提出しています。2023年度は、とくに令和6年度介護、障害福祉サービス等報酬改定に向けて、関係者の声を集約し要望を重ねました。

### 調査研究

51件



福祉現場の実態を明らかにするための調査や、今後の制度や実践のより良いあり方に関する研究等を実施し、その成果をもって提言・要望を行うことで、福祉諸制度の改善・充実につなげています。

### 全国大会、研修会等の開催

254回  
41,048人

うち中央福祉学院開催研修事業

独自研修	13種類	63回	5,000人
委託補助研修	5種類	20回	1,932人
計	18種類	83回	6,932人

各分野における全国大会、研修会等の開催により、福祉の現場で働く人びとの知識・技術の向上、資格取得を促進しています。

### 新規刊行図書・月刊誌

74点



月刊誌のほか、実務・実践に役立つさまざまな参考図書、さらには研修用テキスト等を刊行しています。



## 1 地域を支える 地域での暮らしを支える

### コロナ特例貸付の借受人支援

コロナ禍において全国各地の社協が2年半にわたり実施したコロナ特例貸付は、2023年1月から償還(返済)が開始されました。その過程では、コロナ収束後も生活が困窮し、返済が困難となっている多数の借受人の存在が明らかとなっています。

全社協では、借受人の早期生活再建を図るために国への要望を重ね、住民税非課税世帯等に限定されていた償還免除の対象者拡大につなげました。

また、社協が有するソーシャルワーク機能を活かした借受人の自立支援、生活再建など、生活困窮者支援のさらなる推進に向け、昨年度に続き、25の実践を収めた事例集を発行しました。



### 児童福祉施設等による地域での実践事例

2022(令和4)年の児童福祉法改正により、2024年4月から市区町村において、妊産婦、子育て世帯、子どもの一体的な相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」が設置されることとなりました。センターには、児童福祉施設や社協等による身近な相談窓口やさまざまな支援メニュー(一時預かり、子育て広場、子ども食堂等)につなぐ体制が整備されることが期待されます。

こうした動きを受けて、全社協では、法施行後から地域の子ども・子育て家庭支援が全国で円滑に展開されるよう、先駆的な取り組み事例を収集・整理し、ホームページで公開しました。



児童養護施設運営法人による子どもたちへの「第三の場」提供事業

## 2 人権の尊重

福祉の理念に基づく利用者の権利擁護の実現

### 苦情解決の体制づくり支援のためのガイドブック

社会福祉法では、社会福祉事業経営者には、その福祉サービスの利用者等からの苦情について、適切な解決に努める責務が規定されています。そのため、事業者において「第三者委員」設置等の苦情解決体制を構築する必要がありますが、第三者委員の設置率は全国で5割にとどまるなど十分とはいえない状況があります。

全社協では、利用者の声を受け止め、福祉サービスの質の向上につなげるためには苦情に向き合うことも重要として、「事業所における苦情解決体制づくりへのサポートガイド」を作成しました。



### Webサイト「気づくことで、傷つけない未来へ」

社会福祉法人・福祉施設等における虐待・権利侵害が相次いで報道されたことを受け、全社協 社会福祉施設協議会連絡会は2022年12月、「虐待・権利侵害の根絶に向けた行動宣言」を公表しました。

さらにその具体化を図るため、虐待・権利侵害根絶取り組み事例紹介サイト「気づくことで、傷つけない未来へ」を開設しました。このサイトは虐待・権利侵害根絶に向けた福祉施設職員の不断の努力を社会に伝えること、また、福祉施設で参考となる取り組みを関係者間で共有することを目的としています。



# 3 災害に備える

## 平時からの災害福祉支援活動の強化

### 災害支援の総合化と連携・協働による体制強化

全社協はかねてより、平時から災害発生に備えた体制整備を行い、災害発生時には被災者に寄り添った支援を展開する「災害福祉支援センター」構想を提起しており、一部の県社協においてその設置が図られています。

2023年6月、これまで都道府県・指定都市社協の災害ボランティアセンター担当者を対象に開催してきた連絡会議を見直し、災害ボランティアセンターの他、被災者の生活相談支援や、福祉施設・種別組織間の相互支援、DWAT(災害派遣福祉チーム)等、社協が災害発生時に取り組んできた支援活動を総合的に検討するための「社協の災害支援体制と活動強化に関する会議」を開催しました。

また11月には、災害福祉支援センター設置の県社協および設置を検討している県社協が一堂に会し、センター活動状況や設置に向けた課題等に関する情報共有会議を初めて開催しました。

### 利用者と地域を守り抜くための事業継続支援

福祉施設・事業所は、その役割から、自然災害や感染症等によって機能が一時的に停止・休止することがあっても、一日も早い事業の復旧(事業継続)が求められます。

そこで、全国社会福祉法人経営者協議会および全国社会福祉法人経営青年会がこれまでに発信してきたBCP(事業継続計画、業務継続計画)策定・運用のポイントを整理し、書籍として刊行、関係者の理解促進を図っています。

また、全国地域包括・在宅介護支援センター協議会も、平時から「災害を乗り越える地域づくりをめざす」観点から、センターにおけるBCP策定の考え方や様式を整理しました。



# 4 世界とつながる

## アジア各国との交流・支援

### 4年ぶりのアジア社会福祉従事者研修

民間社会福祉分野における国際交流、国際貢献の一つとして、アジア各国で活躍するソーシャルワーカーを招き、日本の社会福祉制度や実践を学ぶ研修を実施しています。コロナ禍で中断していましたが、このたび4年ぶりに再開し、5か国からの5名が約11か月の研修を修了しました。40年近くに及ぶこの事業では8か国、176名が研修を修了しました。

多くの修了生は母国の福祉活動のリーダーとして活躍しています。全社協では修了生たちとのネットワークを活かし、各国の福祉活動の発展のため、助成事業や大規模災害時の支援活動など、多様な事業に取り組んでいます。



### 現地の福祉活動に触れる、研修修了生たちとの交流

社会福祉関係者をはじめ、本会の国際交流・支援活動を支援する「国際交流・支援活動会員」が、左記研修の修了生による自国での福祉活動を視察し、現地の支援者等との交流を通じて地域の生活課題や福祉活動への理解を深めるツアープログラム「スタディツアー」を4年ぶりに実施しました。

訪問したインドネシアでは、子どもから高齢者までの福祉ニーズに応える実践等を学ぶとともに、2023年度から開始した「アジアの子どもたちに寄り添い、育む」プロジェクトにより就学支援を行っている子どもとも交流しました。



日本の障害児施設の子どもたちからのメッセージ等を手交

# 5 福祉を伝える

## 社会福祉への理解促進に向けた情報発信

### 2つの記念日をひろく社会へ発信

社会福祉に関する記念日を広く社会に浸透させ、関係制度・取り組みに対する人びとの関心、理解をより深めるために、記念日登録(日本記念日協会)を新たに行いました。

#### 5月12日「民生委員・児童委員の日」

1917(大正6)年5月12日に民生委員・児童委員制度の前身である「岡山県済世顧問制度」設置規程が公布されたことに由来し、1977(昭和52)年に現在の全国民生委員児童委員連合会が制定。

5月12日からの1週間を「活動強化週間」と定め、民生委員・児童委員制度や、その活動や役割を全国各地で積極的にPRする期間としています。2023年5月には、全国の主要駅にてデジタルサイネージ(動画広告)も実施しました。

#### 6月27日「障害者優先調達推進法の日」

同法が公布された2012(平成24)年6月27日に由来。6月20日から7月20日を「障害者優先調達推進法月間」とし、障害者への仕事の発注の拡大に取り組むことにより、障害者の自立につなげることをめざしています。

### Webサイト「未来につなげる ひと、ちいき、くらし」

社会福祉法人もまた地域福祉の担い手として、福祉サービス利用者のみならず、地域に暮らす人びとの「生きる」を支えるため、地域の課題解決や地域づくりに取り組んでいます。

社会福祉法人の取り組みが未来志向であること、「社会、地域、そこに暮らす人びとに寄り添う存在」であることを広く社会に発信するため、ポータルサイトを開設しました。サイトでは、個々の法人による地域における公益的な取組等を継続的に掲載するとともに、社会福祉法人間連携による実践を特集しています。



## Hotな動向!

### 「全社協 福祉ビジョン」「社会基本要項」の見直しに着手

全社協ならびに全国の福祉関係者の基本的な取り組み指針にあたる「全社協 福祉ビジョン2020」、および社協の性格や活動原則を示した「社会福祉協議会基本要項」の見直しに向けた検討を進めました。

#### 「全社協 福祉ビジョン2020」

「全社協 福祉ビジョン2020」は、2020年2月に策定したもので、中間年にあたる2025年度に見直すこととしています。

改定のための検討委員会設置に先がけ、2023年度に検証準備委員会を設置、社協や種別協議会等における「全社協 福祉ビジョン2020」の取り組み状況やコロナ禍による影響等についてヒアリングを行いました。2024年8月には第1回改定検討委員会を開催しました。

#### 「社会福祉協議会基本要項」

「基本要項」は、社協関係者が共通して意識すべき社協の性格や活動原則、機能等を整理、提示しているものです(1962年4月に初版策定、1992年4月に改定)。

現行版策定から30年以上が経過し、2023年に市町村社協法制化(現社会福祉法への明記)40周年を迎えたことを契機として、社協を取り巻く環境変化を踏まえ、見直しに着手しました。2023年度末に第一次案を決定、2024年度末の決定に向け全国の社協等への意見聴取を行いました。

# 全社協の組織概要

全社協は、47都道府県社協の連合会としての性格を基本に、社会福祉の分野別の全国団体(15協議会・3団体連絡協議会)を内部組織として設置しています。よりよい福祉制度の実現、福祉サービスの質の向上をめざし、これら協議会・団体と連携・協働して事業を推進しています。

## 事務局体制 職員数：130名(2024年4月現在)



## 委員会活動

関係団体や学識者の協力を得て、全社協事業の充実、あるいは、現場実践を踏まえた調査・研究を目的とした委員会を設置しています。

### 2023年度の主な委員会活動

<b>政策委員会</b> (主な要望活動) 「令和6年度社会福祉制度・予算等に関する要望」(5月17日) 「令和6年能登半島地震災害福祉支援活動を進めるための緊急要望」(1月12日)
<b>地域福祉推進委員会</b> (主な成果) 「コロナ特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事例集」発行
<b>全国ボランティア・市民活動振興センター運営委員会</b> (主な成果) 「市区町村社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター強化方策2023」の策定
<b>福祉サービスの質の向上推進委員会</b> (主な成果) 「事業所における苦情解決体制づくりサポートガイド」作成
<b>国際福祉基金委員会</b> (主な取り組み) アジア社会福祉従事者研修、同修了生の福祉活動への助成

## 全社協の財政

### 令和5年度決算



注:上記には、建物設備の更新費用等(設備投資費用)は含んでいません。

# 分野別全国団体(内部組織)の活動紹介

※会員数は2024年3月31日現在(全国民生委員児童委員連合会は同年4月1日現在)。(15協議会・3団体連絡協議会) 活動紹介は、主に2023年度について。

<b>全国民生委員児童委員連合会</b> 民生委員・児童委員数 / 229,258人 2022年12月に行われた一斉改選の結果分析をもとに、新任委員のサポート体制強化や、新たな担い手確保に向けた多様な関係団体・者からの候補者推薦等の提言をとりまとめ、その具体化を図っています。	<b>全国乳児福祉協議会</b> 会員数 / 147施設 重点方針に子どもの権利擁護を掲げ、主催した全ての研修会および機関誌において「乳幼児のアドボケート」をテーマとし、法律説明や現場における実践を取り上げることにより、乳幼児の意見表明権等について理解を深めました。	<b>日本福祉施設士会</b> 会員数 / 775人 組織強化と会員拡大の取り組みを進めつつ、「福祉施設士」としての実践力を高める研修体系の構築(学びの可視化)を行い、今後、研修を実施する中でブラッシュアップすることとしています。
<b>全国社会就労センター協議会</b> 会員数 / 1,327施設・事業所 障害者の「働く・くらす」に係る現行制度を前提として、その改善の方向を提起する「基本論」を見直し、令和6年度報酬改定に向けて意見を表明しました。また「障害者優先調達推進法」施行10周年のキャンペーンを実施しました。	<b>全国母子生活支援施設協議会</b> 会員数 / 198施設 「産前・産後支援」、「アフターケアを含む地域支援」など施設の役割・機能の提起を続けてきた結果、親子関係調整が必要な世帯に対する3か月程度の支援「ミドルステイ」を実現しました。	<b>全国社会福祉法人経営者協議会</b> 会員数 / 7,879法人 介護報酬改定等に際し、物価高騰下での厳しい経営実態をもとに、処遇改善等の要望活動を全国展開しました。また、能登半島地震被災地への職員応援派遣や、地域生活課題への対応など、法人間連携の取り組みを進めています。
<b>全国身体障害者施設協議会</b> 会員数 / 513施設 障害者権利条約の理念に則り、利用者の権利侵害・虐待の根絶に取り組んでいます。国連・障害者権利委員会による総括所見を踏まえ、自己決定・自己実現支援をより一層追求し、地域の拠点として「新しい障害者支援施設」をめざしています。	<b>全国福祉医療施設協議会</b> 会員数 / 150施設(病院・診療所) 市区町村社協や福祉事務所をはじめとする関係機関への「無料低額診療事業」の理解促進に向け、各地域の現状・課題等の共有を図るため検討を行い、取り組み事例を発信しました。	<b>全国社会福祉法人経営青年会</b> 会員数 / 1,493人 次代の福祉業界を担う人材を展望し、現会員(若手経営者、現場リーダー)と過去および未来の会員をつなげるプラットフォーム「タテヨコプロジェクト」を新たに構築、法人間の視察・見学や講師派遣を可能にしました。
<b>全国保育協議会</b> 会員数 / 21,388施設 保育をめぐる諸制度が転換期を迎えるなか、会員への情報提供や国への要望活動を実施しました。また、今後の組織のあり方について検討を進め、全保協と全国保育士会の研究大会の一本化、認定こども園部会の常設部会化等を決定しました。	<b>全国救護施設協議会</b> 会員数 / 181施設 2024年10月から導入される個別支援計画書の作成等、救護施設等入所者の地域移行の推進が図られます。それに向けて全社協とともに厚労省の広報啓発事業を受託し、調査報告書や個別支援計画導入マニュアル等を取りまとめました。	<b>障害関係団体連絡協議会</b> 構成団体数 / 20団体 取り組み中であった「避難生活における障害のある方の困りごとに関する研究」は、2024年1月に発生した能登半島地震での経験を踏まえ、とりまとめることとしました。
<b>全国保育士会</b> 会員数 / 184,687人 保育現場の日常に焦点を当てた動画シリーズ「#すかんぼムービー」を順次公開しました。動画では遊びや食育等を紹介するとともに、保育者の専門的な視点から解説し、保育現場の魅力ややりがい、保育者の専門性を発信しています。	<b>全国地域包括・在宅介護支援センター協議会</b> 会員数 / 2,671センター 2022年度から引き続いて、業務継続計画策定の考え方や様式を整理し、「地域包括支援センターにおける業務継続計画(BCP)の考え方」を取りまとめました。	<b>全国厚生事業団体連絡協議会</b> 構成団体数 / 4団体 生活困窮者や困難な問題を有する女性など、社会的支援を要する人びとへの支援をめぐる共通課題の解決に向けて、「地域のセーフティネット施設」として求められる取り組み等の検討・協議を行いました。
<b>全国児童養護施設協議会</b> 会員数 / 607施設 他の社会的養護関係施設協議会と協働し、国の「都道府県社会的養育推進計画」策定要領の策定にあたって働きかけを行うとともに、策定後は都道府県別に各協議会の会員施設等が働きかけるための資料を作成、提供しました。	<b>全国ホームヘルパー協議会</b> 会員数 / 2,035人 令和6年度介護報酬改定において訪問介護に係る基本報酬が引き下げられました。これにより利用者の在宅生活が不安定な状況にさらされないよう、政府に抗議文を提出しました。2024年度は報酬改定による影響の調査・分析を進めています。	<b>高齢者保健福祉団体連絡協議会</b> 構成団体数 / 2団体 介護報酬改定の影響や地域包括ケアシステムの推進といった高齢者福祉・介護分野の基本課題について、全社協各種委員会と連携しつつ、課題整理や方向性の協議を行いました。

### 1 法律上の位置づけ

社会福祉協議会は、民間社会福祉活動の推進を目的とした非営利の民間組織で、すべての市町村（特別区含む）、都道府県および全国に設置されています。設置の根拠は昭和26(1951)年に制定された社会福祉事業法（現「社会福祉法」）です。

それぞれの都道府県、市（区）町村に設置され、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活することができる「福祉のまちづくり」をめざしたさまざまな活動を行っています。

#### 社会福祉法（第4条）：地域福祉の推進

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### 市町村社会福祉協議会が行う事業（社会福祉法第109条）

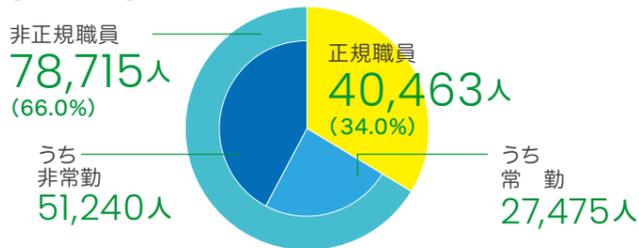
- ①社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- ②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- ③社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- ④上記事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 2 設置数・職員数

#### 市区町村社協 1,817か所

職員数は全国で約12万人です。1社協あたりの平均職員数は72人で、介護サービスを担う職員が全体の約4割を占めています（令和6年1月1日現在）。

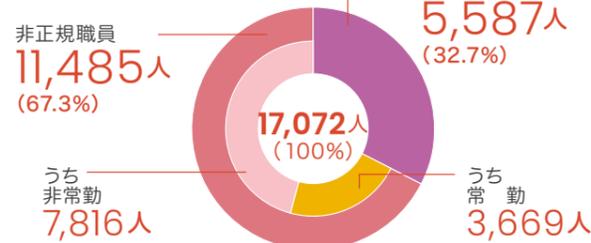
#### 【雇用形態】 (回答数：1,655社協)



#### 【部門別職員数】

部門	割合
事務局長・法人運営部門	7.3%
地域福祉活動推進部門	7.3%
ボランティア・市民活動センター	1.8%
相談支援・権利擁護部門	14.9%
介護保険サービス担当	38.0%
障害福祉サービス担当	7.9%
その他在宅福祉サービス担当	17.4%
その他（会館運営等）	5.4%
合計	100%

#### 【雇用形態】



#### 都道府県・指定都市社協 67か所

職員数は全国で約1.7万人です（令和5年4月1日現在）。※役員、派遣職員は含まない

	正規職員	非正規職員	計
都道府県社協	2,146人	2,272人	4,418人
指定都市社協	3,441人	9,213人	12,654人

### 都道府県（指定都市）社会福祉協議会の活動

都道府県社会福祉協議会は、県内市区町村社協の連絡調整のほか、福祉サービスの質の向上、利用者の権利擁護、福祉人材の確保・育成など広域（県域）で実施することが適当な事業を実施しています（一部の事業は指定都市社会福祉協議会も実施主体となっています）。

#### ①日常生活自立支援事業

判断能力が十分ではない者を支援するため、福祉サービスの利用申し込みや契約手続きの支援、一定の範囲での金銭管理、通帳の保管などを実施（市区町村社協の協力を得て実施）。

- ・利用者数 56,398人
- ・問い合わせ・相談件数 2,341,096件  
令和5年度実績

#### ②福祉サービスに関する苦情解決

事業者・利用者間で解決できない福祉サービスに関する苦情について、県社協に設置された「運営適正化委員会」において、中立の立場から相談に応じ、解決に向けた助言、調査、斡旋を行う。

- ・年間受付件数 苦情5,168件、相談5,080件  
令和5年度速報値

#### ③生活福祉資金貸付事業

低所得の世帯に対し、無利子もしくは低利で生

活費や修学資金等の貸付を行うとともに、自立に向けて継続的な相談・支援を実施（市区町村社協、民生委員の協力を得て実施）。

- ・年間貸付状況（各資金計）25,264件  
令和5年度速報値

#### ④福祉サービスを担う人材の確保

福祉サービスを担う人材確保のために、都道府県社協に設置された福祉人材センターにおいて、求人事業所と求職者のマッチングを行う無料職業紹介事業を実施。

- ・年間のマッチング実績（就業者数）10,113人  
令和4年度実績

#### ⑤各種研修事業の実施

福祉サービスの質の向上等を図るため、福祉従事者を対象に、資格取得やスキルアップのための各種研修事業を実施。

- ・年間の実施研修 2,187課程・延べ4,265回  
令和5年度実績

### 都道府県社会福祉協議会の主な活動状況（1県社協平均／年）

#### 福祉サービスの質の向上



#### 運営適正化委員会

- ・苦情受付：110.0件
- ・相談受付：108.1件

#### 福祉人材の確保・養成



#### 福祉人材センター

- ・無料職業紹介事業による採用：133.6人
- ・職場説明会・合同面接会による採用：27.1人

#### 現場職員の研修

- ・実施回数：75.9回
- ・研修日数：141.3日

#### 日常生活自立支援事業

- ・利用者：842人
- ・問い合わせ・相談：34,942件
- ※市区町村社協が協力

#### 生活福祉資金貸付

- ・教育支援資金の貸付：272.9件 1.6億円
- ・緊急小口資金の貸付：168.7件 0.15億円
- ※市区町村社協、民生委員が協力

#### 福祉サービス利用者等の権利擁護



#### 低所得世帯への経済的支援



## 市区町村社会福祉協議会の活動

市区町村社会福祉協議会は、住民に最も身近な社協として、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設をはじめ、地域住民を含む幅広い人びとと連携・協力しながら、さまざまな課題を有する住民を支える福祉のまちづくりに取り組んでいます。

### ①サロン活動

住民が気軽に集い、仲間づくりや健康づくりなどを行う「サロン」を運営しています(全国で8.8万か所)。参加対象者や活動内容もさまざまです。

- ・設置か所数(1市区町村あたりの平均か所数)  
市区92.6か所、町22.8か所、村30.9か所\*

### ②ボランティア活動・市民活動の推進

ボランティア活動の振興や福祉教育の推進に向けてボランティアセンターを設置し、さまざまなボランティア団体の活動を支援しています。

また、災害時には災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの力を借りながら被災者支援活動を展開しています。

- ・ボランティア活動人数 6,126,817人
  - ・ボランティア団体 189,387団体
- 令和5年4月時点

### ③相談事業

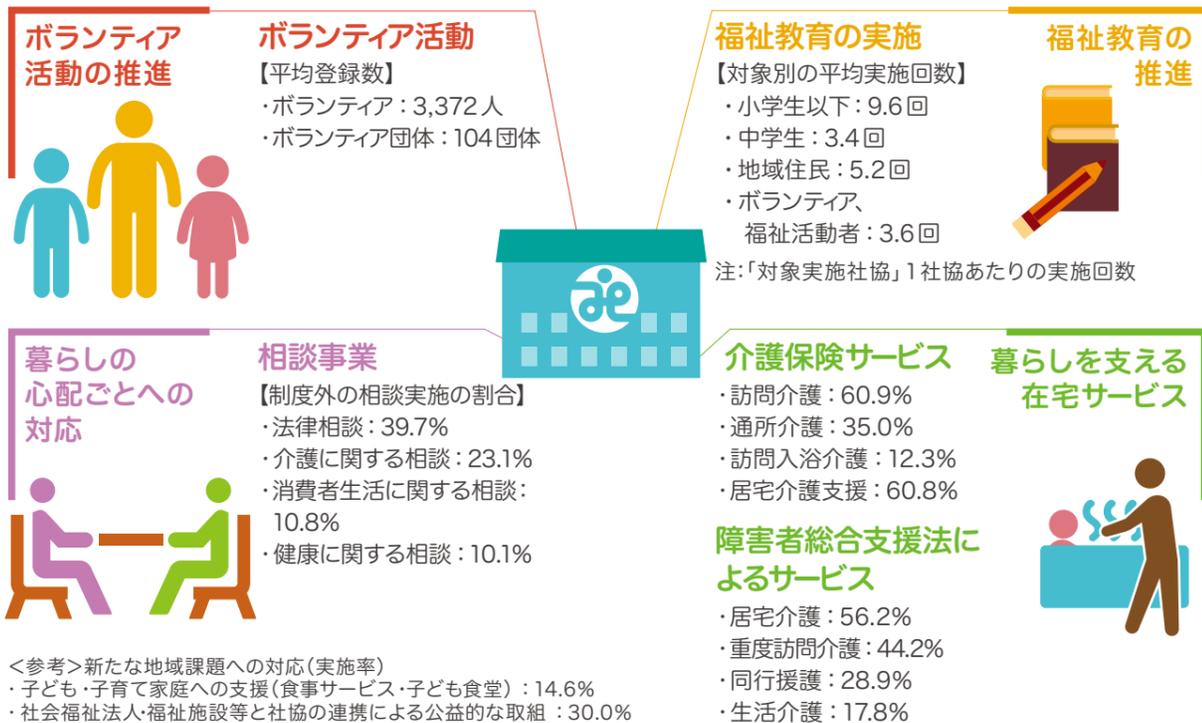
地域の人びとが有するさまざまな心配ごとや悩みごとに関する相談窓口を設け、対象や年齢、分野などを問わず相談に応じています。

### ④暮らしを支える在宅福祉サービス

高齢者や障害者の在宅生活を支援すべく、介護保険制度に基づくホームヘルプサービス(訪問介護)や障害者総合支援法に位置づけられた各種福祉サービスを実施しているほか、住民が主体となった配食サービス等、独自の生活支援サービスを展開しています。

\*実施社協数および割合は、「社協活動実態調査2021」(回答1,641社協、回答率90.3%)によります。

## 市区町村社会福祉協議会の主な活動状況\*



<参考>新たな地域課題への対応(実施率)  
 ・子ども・子育て家庭への支援(食事サービス・子ども食堂): 14.6%  
 ・社会福祉法人・福祉施設等と社協の連携による公益的な取組: 30.0%

注:これらは活動の一例です。

## 社協活動等データ集 民生委員・児童委員

### 1 法律上の位置づけ

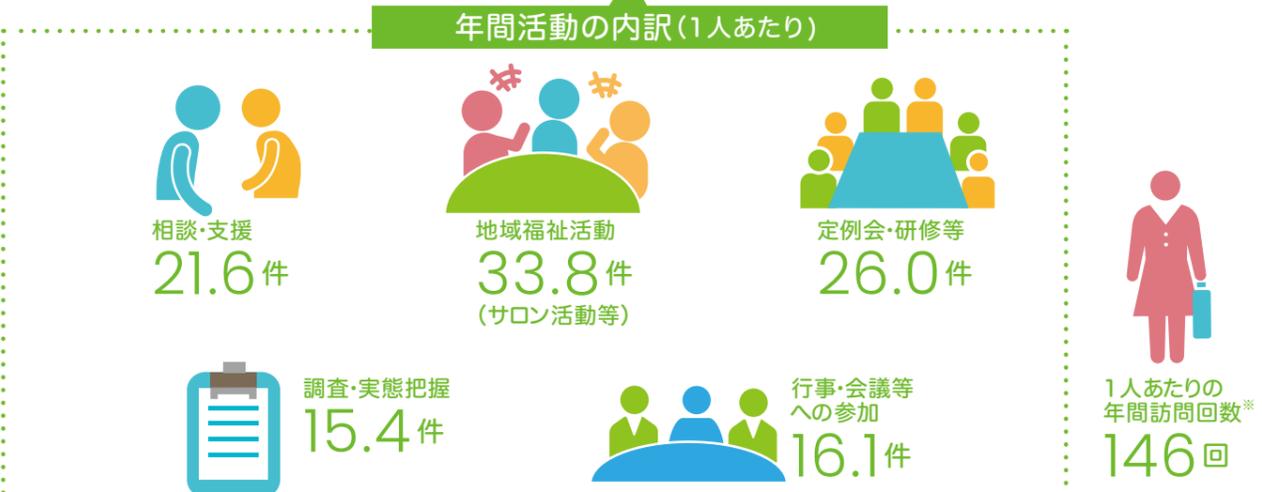
民生委員・児童委員は、厚生労働大臣に委嘱され(身分は非常勤・特別職の地方公務員)、地域福祉推進のために活動しています。その人数は全国で22万人余(うち主任児童委員約2.1万人)を数えます。

- 【根拠法】 民生委員法(児童福祉法第16条により児童委員を兼務)
- 【現員数】 227,426人(令和5年3月31日現在)
- 【委嘱】 厚生労働大臣、任期3年(再任可)
- 【職務に関する指揮監督】 都道府県知事
- 【報酬】 無報酬(活動に要する通信費や交通費等の実費弁償費として年間約6万円が支弁されています)

### 2 活動状況(令和4年度実績)

民生委員・児童委員は、それぞれが担当の区域をもって高齢者や障害者の見守りや訪問、子どもたちへの声かけなどを行っています。主任児童委員は、子どもや子育て家庭の相談・支援に専門的に対応します。

地域住民のさまざまな悩みや困りごとの相談に応じ、内容に応じた適切な支援が受けられるよう、行政をはじめ地域のさまざまな機関・団体への「つなぎ役」となっています。



\*「訪問回数」は見守り、声かけなどを目的として、高齢者や障害者、子育て世帯などに対する訪問・連絡活動を行った延べ回数です。

## 1 社会福祉法人とは

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法に基づき設置されている法人です。公益性・公共性の高い法人として、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ公正に行うことが期待されています。

### 社会福祉法第24条(経営の原則等)

- 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。
- 2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

## 2 社会福祉法人数

社会福祉法人は全国に約2万1千法人あり、そのうち福祉施設を経営する法人が約1万8千法人を数えます。

社会福祉法人が設置・経営する福祉施設・事業所は分野別の各福祉法に基づく多様な種類があります(右頁表参照)。

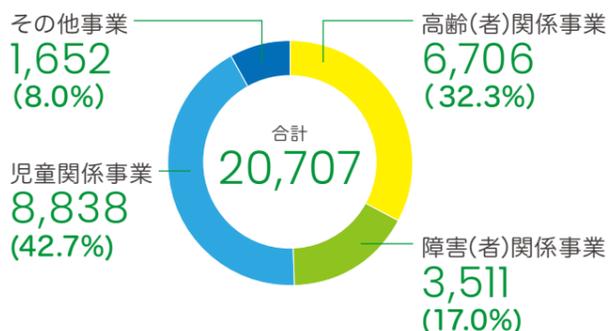
	法人数
社会福祉施設経営法人	18,441
社会福祉協議会	1,872
共同募金会	48
社会福祉事業団	126
その他	587
合計	21,074

(出典:令和4年度福祉行政報告例)

## 3 実施事業区分別の状況(令和5年4月1日現在)

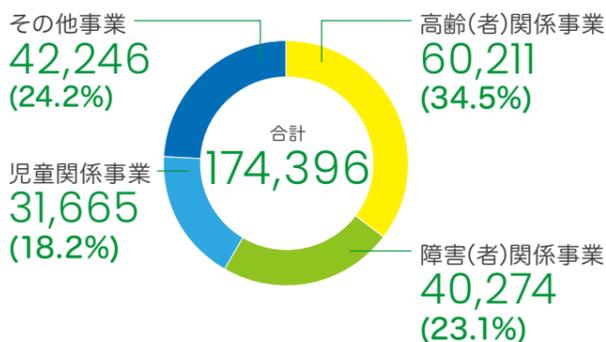
### (1) 法人数

児童関係事業を実施している法人が最も多く、次いで、高齢(者)関係事業、障害(者)関係事業、その他事業となっています。



### (2) 事業数

高齢(者)関係事業が最も多く、次いで、その他事業、障害(者)関係事業、児童関係事業となっています。



※ 独立行政法人福祉・医療機構資料による。

## 社会福祉施設の数および利用者等の状況 社会福祉法人経営を含めた全国の公私社会福祉施設の状況

令和4年10月1日現在、厚生労働省「社会福祉施設等調査」報告による

	施設数	定員(人)	在所者数(人)	従事者数(人)
総数	83,821	4,176,902	3,644,867	1,260,231
保護施設	290	19,192	17,966	6,376
救護施設	186	16,501	16,360	5,969
更生施設	19	1,446	1,030	286
医療保護施設	57	...	...	...
授産施設	14	450	317	75
宿所提供施設	14	795	259	47
老人福祉施設	5,158	157,211	140,003	39,000
養護老人ホーム	932	61,518	53,011	16,561
養護老人ホーム(一般)	880	58,864	50,641	15,539
養護老人ホーム(盲)	52	2,654	2,370	1,022
軽費老人ホーム	2,330	95,693	86,992	22,439
軽費老人ホーム A型	188	11,100	10,206	2,511
軽費老人ホーム B型	13	568	362	40
軽費老人ホーム(ケアハウス)	2,038	82,444	74,888	19,295
都市型軽費老人ホーム	91	1,581	1,536	592
老人福祉センター	1,896	...	...	...
障害者支援施設等	5,498	187,020	149,896	108,770
障害者支援施設	2,575	137,962	148,660	98,123
地域活動支援センター	2,794	47,384	...	10,400
福祉ホーム	129	1,674	1,236	247
身体障害者社会参加支援施設	315	...	...	...
身体障害者福祉センター	153	...	...	...
障害者更生センター	4	...	...	...
補装具製作施設	14	...	...	...
盲導犬訓練施設	13	...	...	...
点字図書館	71	...	...	...
点字出版施設	10	...	...	...
聴覚障害者情報提供施設	50	...	...	...
婦人保護施設	47	1,205	276	383
児童福祉施設等	46,997	3,145,998	2,790,537	877,078
助産施設	382	...	...	...
乳児院	145	3,802	2,560	5,519
母子生活支援施設	204	4,289	7,305	2,070
保育所等	30,358	2,936,183	2,599,190	724,283
幼保連携型認定こども園	6,479	660,219	635,059	179,608
保育所型認定こども園	1,353	150,946	118,876	32,272
保育所	22,526	2,125,018	1,845,256	512,403
地域型保育事業所	7,392	118,160	106,970	63,006
児童養護施設	610	29,960	23,486	21,139
障害児入所施設(福祉型)	243	8,521	5,964	5,641
障害児入所施設(医療型)	221	19,749	7,785	20,032
児童発達支援センター(福祉型)	703	21,288	40,494	11,547
児童発達支援センター(医療型)	91	2,815	1,574	1,218
児童心理治療施設	51	2,071	1,398	1,512
児童自立支援施設	58	3,449	1,114	1,847
児童家庭支援センター	164	...	...	...
児童館	4,301	...	...	19,264
児童遊園	2,074	...	...	...
母子・父子福祉施設	55	...	...	211
母子・父子福祉センター	54	...	...	209
母子・父子休養ホーム	1	...	...	2
その他の社会福祉施設等	25,461	666,276	546,190	228,413
授産施設	61	...	...	...
無料低額宿泊所	637	...	...	...
盲人ホーム	18	...	...	...
隣保館	1,053	...	...	...
へき地保健福祉館	36	...	...	...
日常生活支援住居施設	122	...	...	...
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅以外)	17,327	666,276	546,190	228,413
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅であるもの)	6,207	...	...	...

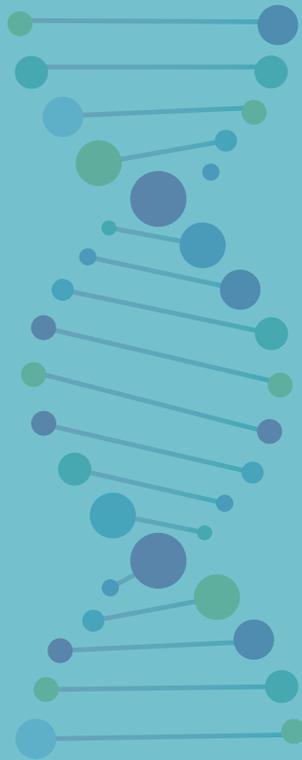
- 注: 1) 活動中の施設について集計している。  
 2) 定員及び在所者数は、それぞれ定員又は在所者数について、調査を実施した施設について集計している。  
 3) 従事者数は常勤換算従事者数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。  
 4) 母子生活支援施設の定員は世帯数、在所者は世帯人員であり、総数、児童福祉施設等の定員及び在所者数には含まない。  
 5) 障害者支援施設等のうち障害者支援施設の定員は入所者分のみである。また、在所者数は入所者数と通所者数の合計であり、その内訳は、入所者数127,111人、通所者数21,548人である。

(令和4年介護サービス施設・事業所調査から抽出)

令和4年10月1日現在

	施設数	定員(人)	利用率(%)	従事者数(人)
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	8,494	592,754	94.7	493,318

- 注: 1) 回収率は92.3%である。  
 2) 開設主体には社会福祉法人以外も含まれているが、社会福祉法人の構成割合は95.4%である。



全国に広がる福祉関係者のネットワークで  
「『ともに生きる豊かな地域社会』の実現」をめざしています。



**JAPAN NATIONAL COUNCIL OF SOCIAL WELFARE**

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル  
TEL 03-3581-7820 (代表)  
03-3581-4657 (総務部広報室)  
URL <https://www.shakyo.or.jp/>